

副業節税にメス 事業所得と雑所得の判定基準 ～300万円問題～

令和4年8月1日に国税庁から発表された「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)で注目されたのが、いわゆる300万円基準です。その後10月7日に雑所得についての改正通達が発表されました。そこには「帳簿書類の保存の有無」で所得区分を判定するとあり、これが令和4年分の確定申告から遡及適用となりました。

そこで問題になった副業節税スキームから、改正を考慮しなければならなくなった確定申告における事業所得と雑所得の判定の実務対応の注意点を解説します。

講師

Leadus税理士法人

代表社員税理士

中村 剛



日時

2023年 6月16日(金) 18:30 - 20:00

大同生命ビル10階(京都市中京区烏丸三条下る)

参加費

会員：無料 / 一般：5,000円

お申し込み
お問い合わせ

一般社団法人 相続・事業承継・信託アシストアソシエーション

TEL:075-223-6626 FAX:075-223-3620

または裏面をご覧ください。